綾町国民健康保険保健事業実施計画

綾　町

１　目的

綾町国民健康保険の被保険者の健康の保持増進に向けて、総合的かつ効果的に保健事業を推進するため、以下に定める基本方針等に基づき、各種事業を実施するものとする。

２基本方針

（1）特定健康診査・特定保健指導等の推進

第２期データヘルス計画中に記載の第３期特定健康診査等実施計画に基づき、生活習慣病の予防に着目した特定健康診査・特定保健指導を推進するため、被保険者の状況に応じた受診環境や保健指導体制の整備を図る。

前回の第２期計画期間の評価を踏まえ、効果的な受診勧奨を行うとともに、若年者健診事業の実施により、制度対象年齢となる前からの受診意識付けと保健指導を行う。

特定保健指導はもとより、健診受診者全員に対して情報提供を行い、生活習慣病のリスクに応じて選定・階層化し、必要に応じた保健指導を行う。

（2）訪問指導事業等の推進

ＫＤＢシステム等から出力されたレセプトや健診結果情報を基に、糖尿病等の精密検査が必要な被保険者を抽出し、優先的に訪問指導等を実施し、生活習慣病の予防や重症化の防止を図る。また、データヘルス計画に基づき事業を行う。

（3）普及啓発事業及び疾病予防事業の推進

他機関・他事業も積極的に取り入れ、多様な年齢層の被保険者が参加しやすい普及啓発事業や体力づくり・高齢者の活動支援等を実施する。

また、県や関係団体と協調して、共同広報等を実施する。

（4）健康教育事業及び健康相談事業の推進

地区ごとに生活習慣病予防のための健康講座を行うとともに、被保険者ごとにきめ細かな健康相談を実施する。

（5）推進体制の整備等

関係部署及び関係機関・団体との連携を強化し、円滑な事業実施を図るとともに、保健事業従事者の研修機会を確保する。

３事業計画

基本方針に基づき、以下に定める事業を実施する。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | 内容 |
| 特定健康診査事業 | 「第３期特定健康診査等実施計画」に基づき、生活習慣病予防に着目した効果的・効率的な健康診査事業の実施により、被保険者の健康管理を図る。特定健診と各種がん検診及び骨粗しょう症検診等をセットで受診できるようにすることや、毎年度初めに実施する健康講座において綾町全体及び各地区の受診率目標値を具体的に示すことにより、受診率の向上・未受診者対策を強化する。  【実施期間】５月～１０月  【実施方法】集団健診  【実施場所】健康センター、宮崎県健康づくり協会 |
| 特定保健指導事業 | 「第３期特定健康診査等実施計画」に基づき、特定健診の結果、動機付け支援及び積極的支援に階層化された者を対象に、生活習慣の改善を促し生活習慣病の予防を図るため、特定保健指導を実施する。  【実施時期】健診から４週間後  【実施方法】結果説明会及び初回面接を行い、１１月末まで６サイクル実施する。  ※積極的支援は、宮崎県健康づくり協会へ委託し、動機づけ支援及び重症化予防は本町保健師・管理栄養士が実施する。 |
| 健診結果情報提供事業 | 健診受診者全員に対して保健師が直接の面接にて結果通知を行うことで、数値に異常がみられるが基準値以下の為に特定保健指導に該当しない方への情報提供はもとより、今後の疾病予防、健康に向き合う機会の提供等を目的として実施する。 |
| 特定健康診査未受診者受診勧奨事業 | 未受診者に対して再通知や電話で受診勧奨、各会議や集会等において検診の案内を行う。また、未受診者への受診勧奨を外部委託するとともに、職員が健康づくり推進員と一緒に訪問、受診勧奨を行うことで受診率アップを目指す。 |
| 若年者健診事業（フレッシュ健診事業） | 特定健診の対象外となる20～30歳代の若年者に対して健診の受診機会を提供することにより、発症予防や健康に対する教育・早期発見・早期治療の機会を設けるとともに、特定健診対象年齢となる前からの受診意識付けを行い、保健指導を実施することにより、健やかな生活習慣を身に付け、健康意識の向上を図る。 |
| 綾町消防団員健診事業 | 地域の中核として活動する綾町消防団員に対して健診の受診機会を提供することにより、発症予防や健康に対する教育・早期発見・早期治療の機会を設けるとともに、特定健診対象年齢となる前からの受診意識付けを行い、保健指導を実施することにより、健やかな生活習慣を身に付け、健康意識の向上を図る。 |
| 健康づくり推進員事業 | 地域との連携をもって取り組むために、健康づくり推進員を設置し、健康づくりや健診等の推進を図る。  また、健診未受診者に対し、町の職員とともに、訪問による受診勧奨を行う。 |
| 食生活改善事業 | 特定保健指導後の食生活改善を、ボランティアと町の管理栄養士でおこなう。 |
| 心疾患早期発見事業 | 重症の脳梗塞の原因となる心房細動（不整脈）などの心疾患の早期発見のために、特定健診対象者に対して心電図等の検査を行う。 |
| 糖尿病性腎症早期発見事業 | 生活習慣による、腎臓病の早期発見のために、特定健診対象者に対して、尿蛋白定量検査を行う。 |
| 生活習慣による、腎臓病の早期発見のために、特定健診対象者に対して、尿酸・クレアチニン検査を行う。 |
| 生活習慣による、腎臓病の早期発見のために、特定健診対象者に対して、尿アルブミン検査を行う。 |
| 人間ドック等健診助成事業 | 被保険者の健康管理、疾病の早期発見、受診者の費用負担の軽減と多様な受診機会の確保、人間ドック受診による特定健診受診率向上を目的に、脳ドック受診料に係る補助（40歳以上75歳未満検診料の4割）を実施する。【通年】 |
| はり、きゅう、あんま、マッサージ施術助成事業 | 綾町国民健康保険はり、きゅう、あんま、マッサージ施術規則に基づき行う。 |
| 普及啓発事業及び疾病予防事業 | 町関係課や関係機関・団体と連携を図りながら、健康づくりの啓発や高齢者の活動支援、体力づくりや軽スポーツの励行、組織育成等を通じ、被保険者の健康の保持増進を図る。  ○お達者クラブ：各公民館で月1回実施する  ○「いきいき百歳体操」：運動により体力をつけ元気な高齢者を目指すため、６０歳以上の町民を対象に希望地区の公民館で週１回実施する。  ○健康づくり教室：体力づくりのため、太極拳や３B体操、森林セラピーなど年齢を問わず綾町民を対象に月１回～２回実施する。  ○歩行浴プール・入浴：足腰を鍛えることにより日常生活を健康に過ごせるようにするため、利用を促進する。  ○その他、必要に応じて対応する。 |
| 健康教育事業及び健康相談事業 | 健康に関する正しい知識の普及・啓発のため、各種健康講座・健康教室・健康相談事業を実施する。  ○町内各地区の自治公民館において生活習慣病予防のための正しい知識を広めるとともに、健診を受けることの大切さを伝えるため4月～6月にかけ健康講座を実施する。  ○健康相談・健康教育：心身の健康についての個別の相談に応じ、必要な指導や助言を行い、家庭における健康管理に役立てる。健康センターで随時実施。  ○お達者クラブ：各公民館で月1回実施する  ○高年者健康講座：各公民館で年1回実施する  ○その他、必要に応じて対応する。 |

４　推進体制

保健事業の円滑な実施を図るための推進体制は、次のとおりとする。

福祉係

関係機関・団体

県中央保健所・健康づくり協会・食生活改善推進協議会・高年者クラブ　等

綾町役場

福祉保健課

健康増進係

（健康センター）

保健推進係

５　研修機会の確保

保健事業のレベルアップを図るため、保健事業従事者の研修機会を確保するものとする。